

群馬大学多職種連携教育研究研修センターIPEトレーニングコース実施要項

令和 7. 4. 1 制定

改正 令和 7. 8. 1

(趣旨)

第1 この要項は、世界保健機関（以下「WHO」という。）から指定されるWHO Collaborating Centreの事業の一環として行うInterprofessional Educationトレーニングコース（以下「IPEトレーニングコース」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(計画及び実施)

第2 IPEトレーニングコースは、多職種連携教育研究研修センターが計画及び実施する。

(受講料)

第3 IPEトレーニングコースの受講料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定）第19条の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) IPEトレーニングコース一般受講者（次号に掲げる者を除く。） 20,000円

(2) IPEトレーニングコース学生受講者（国内外の大学の学部学生に限る。） 10,000円

2 前項の受講料は、IPEトレーニングコース開始前に納入するものとする。ただし、多職種連携教育研究研修センター長が認めた場合はこの限りでない。

3 既納の受講料は、返還しない。

(修了証)

第4 IPEトレーニングコースの受講者には、受講修了証を交付する。

(要項の改廃)

第5 この要項の改廃は、多職種連携教育研究研修センター会議の議を経て、多職種連携教育研究研修センター長が行う。

附 則

この改正は、令和7年8月1日から施行する。